

雲仙市中小企業振興基本条例素案

< 解説 >

雲仙市

(目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市及び中小企業者等の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本市経済の振興及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

<趣旨>

本条では、この条例の目的を簡潔に規定しています。

この条例は、本市経済の振興と市民生活の向上を図ることを目的として、中小企業の振興に関する基本的な方向性を市内外に示す、いわゆる「理念型」の条例です。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業者、商工会及び中小企業団体をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動を行う個人又は法人その他の団体（中小企業者等及び大企業者を除く。）をいう。

<解説>

本条では、本条例で使用している用語のうち、共通認識を図っておきたい用語について、明確な定義を規定しています。

市の素案

第1号「中小企業者」とは、「中小企業基本法」第2条第1項各号に定める定義の通りとし、市内に事務所又は事業所を有し、資本金又は従業員数がいずれかの基準を満たす会社及び個人をいいます。

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

なお、本条例では、個々の経営体について言う場合は「中小企業者」、中小企業全体を言う場合は、「中小企業」というように、「者」の有無で使い分けています。

第2号「商工会」とは、「商工会法」に規定する商工会であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。

第3号「中小企業団体」とは、事業協同組合をはじめとする中小企業の振興を目的とする団体をいいます。

第4号「中小企業者等」とは、中小企業者、商工会及び中小企業団体の総称をいいます。

第5号「大企業者」とは、市内に事務所又は事業所を有して事業を営む者で、本条例第2条第1号の「中小企業者」以外のものをいいます。

第6号「市民」とは、市内に居住する者のほか、市外に居住する者であっても、本市内に通勤、通学をする又は市内で活動を行う個人又は法人、関係団体を含みます。ただし、本条例第2条第4号の「中小企業者等」や第5号の「大企業者」は除かれます。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 市、中小企業者等、大企業者及び市民の相互の協力の下で行われること。
- (3) 地域資源の活用その他の地域経済の循環に努めること。

<解説>

本条では、中小企業の振興における基本的な考え方を規定しています。

第1号では、中小企業者の多様で、活力のある発展に向け中小企業者自らが積極的に新事業を切り拓くような努力をすることを目的とし、創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力を促進するような取組が重要であることを規定しています。

第2号では、中小企業の振興にあたっては、市の中小企業の振興に関わる全ての者が、連携・協力して中小企業の振興に取り組むことが重要であることを規定しています。

第3号では、中小企業と地域社会は、互いに支え、支えられる密接な関係にあることを踏まえ、中小企業の振興は、中小企業を対象とした施策のみならず、地域活性化の取組との相乗効果が得られるように施策を進めることが重要であることを規定しています。

近年の少子高齢化の進行、人口減少及び経済のグローバル化等の社会情勢の変化により、厳しい状況に直面している本市において、中小企業の市場の維持拡大のためには、産業振興の観点だけでなく、教育やまちづくりなども含めた総合的な観点に立った取組が必要と考えられます。

経済的・社会的環境の変化に対して中小企業者が的確に対応し、成長発展していくため、地域資源の活用や消費拡大、地域経済への再投資など、地域経済の循環の促進により活性化を図ることを示しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、中小企業振興施策を総合的、かつ、計画的に推進し、実施するよう努めるものとする。

2 市は、中小企業振興施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関との連携協力を努めるものとする。

<解説>

本条では、中小企業の振興を推進していく上での、市の責務を規定しています。

第1項では、近年の社会的情勢の変化を的確に捉えながら、中小企業の振興が地域経済の活性化及び住民生活の向上に貢献することを踏まえ、中小企業振興施策の策定等、適切な措置を講じることを明記しています。

第2項では、基本理念を実現するため、市が、国、県や中小企業者、大企業者等と連携、協力を努め、より効果的な施策を策定することを明記しています。

(商工会の役割)

第5条 商工会は、中小企業者の持続的発展を支援するとともに、市と連携して中小企業振興施策に取り組むよう努めるものとする。

<解説>

本条では、中小企業の振興を推進していく上での、商工会の役割を規定しています。

商工会が、中小企業者の経営に関する相談及び指導等により、中小企業者の持続的発展を支援するとともに、新たな需要の開拓や、地域全体で支援する体制の拡充強化を図るため、市と連携して中小企業振興施策に取り組むよう努めるということを明記しています。

(中小企業者の役割)

第6条 中小企業者は、社会情勢の変化に応じ、経営の革新、経営基盤の強化、人材育成等に努めるものとする。

2 中小企業者は、事業を通じて、地域社会に参画することにより、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めるものとする。

<解説>

本条では、中小企業の振興を推進していく上での、中小企業者の役割を規定しています。

第1項では、基本理念に定める中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力に基づく事業活動を行うことにより、経営の革新、経営基盤の強化に努め、事業者自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、人材の育成、雇用の創出に努めることを明記しています。

第2項では、地域社会を構成する一員として、社会的責任を認識し、地域における環境美化活動等の地域社会の貢献及び市民生活の向上に努めることを明記しています。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等との連携及び協力を努めるものとする。

<解説>

本条では、中小企業の振興を推進していく上での、大企業者の役割を規定しています。

大企業者は、地域社会や中小企業者に対して大きな影響力を有していることから、中小企業者が地域に対して果たす役割を理解し、中小企業者等との連携を図るとともに、中小企業振興施策の推進及び中小企業の発展に協力するよう努めることを明記しています。

（中小企業団体の役割）

第8条 中小企業団体は、中小企業者の経営向上のための支援に取り組むとともに、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

<解説>

本条では、中小企業の振興を推進していく上での、事業協同組合、商店街組織、各種関係団体等、市内における経済活動の発展に寄与する団体等の役割について規定しています。

中小企業団体は、中小企業が地域に対して果たす役割を理解し、中小企業者の経営向上のための支援に取り組むとともに、市との連携・協力により、中小企業の振興に努めることを明記しています。

（市民の理解と協力）

第9条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の成長及び発展に協力するよう努めるものとする。

<解説>

本条では、中小企業の振興を推進していく上での、市民の理解と協力について規定しています。

市民の皆様にも、中小企業の振興が、市民生活の向上・地域経済の活性化に寄与することを理解していただくとともに、中小企業の振興に関し、中小企業への就職や市内製造、産品の利用、市内における消費活動等の積極的な協力を期待するものです。

(施策の基本方針)

第10条 市は、第3条の基本理念に基づき、国、県その他関係機関と連携しつつ、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者の経営の安定及び経営の革新を促進すること。
- (2) 中小企業の創業及び中小企業者の新技術開発を促進すること。
- (3) 中小企業者等、大企業者、関係団体等との相互の連携及び協力を促進すること。
- (4) 中小企業者における人材の確保及び育成を促進すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に必要な施策を促進すること。

<解説>

本条では、市が行う施策の基本的な方針について規定しています。

今後は、この方針に基づき、社会情勢の変化に対応しながら、具体的な施策を展開していくこととなります。

また、この基本的な方針は、市が行う施策としての規定だけでなく、市全体の共通認識としても位置付けています。

(財政上の措置)

第11条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

<解説>

本条では、中小企業の振興に関する施策を推進するために、市は、必要な財源確保に努めることを規定しています。

(中小企業振興会議)

第12条 中小企業振興施策に関する事項を調査審議させるため、雲仙市中小企業振興会議を設置する。

2 雲仙市中小企業振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

<解説>

本条第1項では、施策の実施について中小企業者の「生の声」を集め、地域の現状及び課題を把握するとともに、施策に反映していく取組を講ずるため、有識者に意見を求める「中小企業振興会議」を設置することを規定しています。

第2項では、中小企業振興会議の組織及び運営については、規則で定めることを規定しています。